医療法人緑光会　野宮病院

適切な意思決定支援に関する指針

１　基本方針

　人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めるものとする。

２　人生の最終段階の定義

　人生の最終段階とは、がん末期や慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合、心身機能の高度障害（認知症や老衰など）で回復の見込みがない状況で食事が食べられなくなった状態など、死期を迎えると判断される期間とする。

３　人生の最終段階における医療・ケアの在り方

　医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者様が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療チームと十分な話し合いを行い、患者様による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。

1. 本人の意思が確認できる場合
	1. 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、患者本人による意思を尊重します。
	2. 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、医師等の医療従事者により適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを行うものとする。
	3. この過程の話し合いや意思決定、合意内容等を診療録に記載する。
2. 認知症や精神疾患、意識障害等で自ら意思決定をすることが困難・不確かな場合
	1. 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとる。
	2. 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。
	3. 代理意思決定者（家族等）がいない場合及び家族等が判断を医師等の医療従事者に委ねる場合には、本人にとって最善の策をとる。
	4. 成年後見人等の役割・関与は医療同意に含まれないが、意思決定支援のひとりとして参画することができる。
	5. この過程の話し合った内容は、その都度診療録に記載する。

【参考資料】

・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン

　厚生労働省２０１８年３月改定

附　則

　この指針は、令和６年１０月１日から施行する